

平成28年4月6日

PFI推進委員会第2回計画部会資料

ベーカー&マッケンジー法律事務所 金融グループ代表

弁護士 江口直明

1 導入目標達成の見える化

- ① PFI推進室のHPの充実化 当初PFI推進室の公表資料の再施行、国別、都道府県別案件とのリンク
- ② 省庁別実施案件の発表 相互競争環境の醸成
- ③ 都道府県別、市町村別の実施案件の発表（実施に関する報告義務化）Fame or Shame

2 民間出向者の活用

- ① 仙台空港公共施設等運営権事業の競争的対話の経験 一民間事業者からの出向者が公共側にいる場合の効果的対話の実現 実施省庁への出向者の拡大
- ② PFI推進委員会への民間出向者の拡大（再生可能エネルギーを扱うエネ庁の新エネ課への民間弁護士の出向の成功例）、地方公共団体へ再出向による支援
- ③ PFI推進機構の最大限の活用、地域金融機関の活用（地域金融機関から地方自治体への出向の支援）
- ④ PFI経験者の人材バンク（ゼネコン、金融機関、各省庁、地方公共団体、PFI経験者、東洋大学でのPFIマイスターの認定）

3 海外投資家の導入による活性化

- ① 関空伊丹空港へのヴァンシの参加、他の空港オペレーターの入札参加（かつては高知病院PFIへのサーコの入札、響灘コンテナターミナルへのPort of Singapore Authorityの出資もあったが長い間ブランクがあった。オーストラリアのPPPでは海外投資家も活発）再エネ分野での海外投資家の活況の実例 リターンがよければ必ず来る。世界のインフラ市場間での誘致競争
- ② 海外投資家（オペレーティング会社及び年金基金）の導入のためには、株式売却の承諾の実例の積み上げと魅力ある配当が不可欠 公共施設等運営権のPFIによる配当実績 「公共施設＝儲けてはいけない」のドグマからの脱却 リスクを取ったものへの適度な利益の還元の重要性
- ③ 中途終了時の逸失利益の支払い（逸失利益が2年では足りない）コンセッションガイドライン37-38頁の改正の必要 土地収用法の公共用地補償基準の損失補償基準細則では足りない。ラーメン屋の立ち退きとは異なる
- ③ 海外向け情報発信 英文HPの充実化

4 新規投資分野の開拓

- ① 港湾、道路、アリーナ等スポーツ施設、
- ② 地域電力のための送電線